



宮 崎 県 公 報

平成29年12月7日（木曜日） 第 2952 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……（こども家庭課） 1	
告 示	
○家畜伝染病発生の届出……（家畜防疫対策課） 3	
○道路の区域の変更……（道路保全課） 3	
○道路の供用の開始……（ “ ” ） 3	

公 告

○土地改良区の新設合併……（農村整備課） 3
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定……（ “ ” ） 3
○落札者等の公告（2件）…… 3
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…… 4
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…… 4

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第50号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（助産施設等への入所）</p> <p>第6条 法第22条第2項又は第23条第2項の規定による申込みは、 助産施設（母子生活支援施設）入所申込書（別記様式第11号）に <u>当該世帯に係る市町村民税等証明書を添えてしなければならない。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>別記 様式第1号及び様式第2号 削除 様式第3号及び様式第4号 削除 様式第5号 削除 様式第6号及び様式第7号 削除</p>	<p>（助産施設等への入所）</p> <p>第6条 法第22条第2項又は第23条第2項の規定による申込みは、 助産施設（母子生活支援施設）入所申込書（別記様式第11号）に <u>よってするものとする。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>別記 様式第1号から様式第7号まで 削除</p>

別記様式第11号を次のように改める。

様式第 11 号 (第 6 条関係)

助産施設 (母子生活支援施設) 入所申込書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申込者 居住地

氏名

㊦

助産施設 (母子生活支援施設) に入所したいので、児童福祉法第 22 条 (第 23 条) の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

入所を希望する施設の名称	
出産予定日 (入所希望期間)	
助産 (母子保護) の実施を受けることを希望する理由	

助産の実施を受ける者の家庭の状況 (母子生活支援施設への入所を希望する者及び児童の状況)

区分	氏名	続柄	生年月日	性別	職業	課税の有無		備考
						本年度分 市町村民税	前年分 所得税	
世帯員		本人				有・無	有・無	
		個人番号						
						有・無	有・無	
		個人番号						
						有・無	有・無	
		個人番号						
生活保護の状況		適用なし・適用あり (年 月 日保護開始)						
社会保険の	加入の有無	有・無	保険の種類		出産育児一時金等の額			
加入状況	被保険者の記号		番号	被保険者名				

(備考)

- 「個人番号」は、世帯員の 12 桁のマイナンバーを記入してください。
- 「社会保険の加入状況」は、助産の実施を申し込む場合に記入してください。
- 備考欄には、健康状況等の助産 (母子保護) の実施に当たり参考となるべき事項を記入してください。

別記様式第14号の14、別記様式第14号の16及び別記様式第14号の17中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 659号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成29年12月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	北諸県郡三股町	平成29年11月24日

宮崎県告示第 660号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年12月 7 日から平成29年12月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
3	県道	日南志布志線	日南市大字毛吉田字炭床1884番4地先から同市同大字九日免 405番3まで	旧	21.8～27.5	37.4
				新	21.8～34.2	37.4

宮崎県告示第 661号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年12月 7 日から平成29年12月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
3	県道	日南志布志線	日南市大字毛吉田字炭床1884番4	平成29年12月 7 日

		地先から同市同大字九日免 405番3まで	
--	--	----------------------	--

公 告

堂本土地改良区（えびの市）、末永土地改良区（えびの市）、下方土地改良区（えびの市）、昭和土地改良区（えびの市）、白鳥土地改良区（えびの市）、池島土地改良区（えびの市）、北部土地改良区（えびの市）、上江土地改良区（えびの市）、田代土地改良区（えびの市）、大河平土地改良区（えびの市）、長江浦土地改良区（えびの市）、昌明寺土地改良区（えびの市）、東内堅土地改良区（えびの市）、東川北土地改良区（えびの市）、中央土地改良区（えびの市）、北岡松土地改良区（えびの市）及び中内堅土地改良区（えびの市）の合併により、えびの市土地改良区（えびの市）が設立され、堂本土地改良区、末永土地改良区、下方土地改良区、昭和土地改良区、白鳥土地改良区、池島土地改良区、北部土地改良区、上江土地改良区、田代土地改良区、大河平土地改良区、長江浦土地改良区、昌明寺土地改良区、東内堅土地改良区、東川北土地改良区、中央土地改良区、北岡松土地改良区及び中内堅土地改良区は、解散する。

平成29年12月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、吉野地区3換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年12月19日から平成30年 1 月22日まで
- 縦覧場所
宮崎市役所
- その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

- 。 平成29年12月7日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 1,630台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年9月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク
宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 5 落札金額
211,907,880円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成29年8月17日

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
平成29年12月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
宮崎県人事給与システム移行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部人事課人材育成・法令遵守担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年10月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社宮崎支店
宮崎市広島1丁目18番7号
- 5 随意契約に係る契約金額
55,874,610円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成29年11月20日現在次のとおりである。

平成29年12月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,540人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,872人

宮崎県選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成29年11月20日現在次のとおりである。

平成29年12月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明
西臼杵郡選挙区 5,901人